

維持管理計画書

1 産業廃棄物の受入方法

(1) 事前の確認

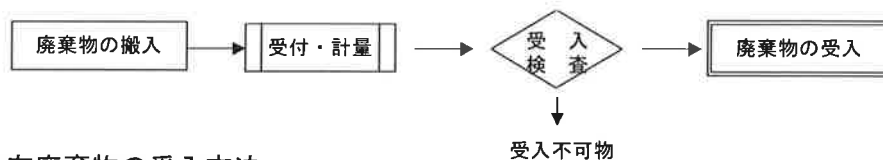
排出事業者から処分依頼があった場合、産業廃棄物の情報（種類、発生工程、量、性状等）を入手して必要に応じて分析データ（ダスト類、金属類等）についても提出を求める。

(2) 委託契約の締結

事前の確認において受入に支障が無いことを確認してから委託契約を締結する。

(3) 廃棄物の受付作業

- ①管理棟において受付する際に、目視により車両に積まれた産業廃棄物の確認を行う。その際、事前に結んだ契約の内容又はマニフェストの記載内容と異なる産業廃棄物であることが確認された場合には、受入を拒否する。
- ②上記の確認が終了した車両はトラックスケールにて計量を行う。
- ③受入・受付の管理については従業員に対応手順を徹底させる。



(4) 石綿含有廃棄物の受入方法

- ①受入れ要領をあらかじめ定め、石綿含有廃棄物の受入れ契約に際し排出事業者に提示する。
- ②受入れに際し、石綿含有廃棄物の量、積載状況等を確認する。

(5) 展開検査の実施方法

展開検査は、搬入した廃棄物を搬入車両から展開検査場に広げてから行う事とし、以下の点に留意する。

- ①搬入した産業廃棄物に安定型以外の産業廃棄物の混入又は付着の確認を展開検査場で目視により作業責任者が確認する。結果、混入又は付着が確認された場合には受け入れを拒否し、持ち帰らせる。
- ②安定型産業廃棄物以外の廃棄物があった場合には写真撮影を行い別紙「展開検査記録票」に記録して保管する。

2 産業廃棄物の埋立方法

(1) 埋立作業

荷下ろしされた廃棄物は埋立エリアに層状に敷均し転圧を行う。この際、粉じんの発生がある場合には、速やかに散水を行い粉じんの発生防止に努める。

又、石綿含有産業廃棄物にあたっては、一定の場所においてかつ分散しない様、表面を土砂で覆う等の措置を講ずるものとする。その際、埋立場所を明確にするため、別紙「石綿含有産業廃棄物の埋立記録簿」に記録して保管する。

(2) 覆土作業

飛散する恐れのある廃棄物を受け入れた場合については飛散防止のため適宜覆土を実施する。

(3) 飛散・流出防止措置

受入の産業廃棄物が飛散しないように適宜覆土および散水を行う。又、埋立処分地の周囲には飛散防止用の柵を設置する。

(4) 火災発生防止措置

火災の発生を防止するために、管理棟に消火器（１個）を備え置くこととする

3 埋立施設の管理方法

- (1) 埋立地の周囲には、みだりに人が立ち入ることが出来ないように柵を設置する。
- (2) 産業廃棄物の最終処分場であることを表示する立て札等については、常に見やすい状態にしておくとともに表示する内容に変更が生じた際は、速やかに書換えその他の必要な措置を講じる。
- (3) 処分場周囲に設置した雨水排水設備の機能が損なわれないように堆積した土砂等は速やかに除去して損傷等があった場合には補修を行うなど必要な措置を講じる。
- (4) 埋立地の残余容量について１回／年以上測定を行い記録する。
- (5) 埋立終了後の維持管理のため、廃棄物処理法に基づく維持管理積立金の積立を行う。
- (6) その他
 - ①埋立作業マニュアルを作成し従業員に周知、徹底を図る。
 - ②埋立終了後は積立した維持管理積立金により適切な維持管理を行う。

4 モニタリング計画

(1) 浸透水モニタリング

浸透水の下流に設けた採取設備により測定結果に基準値超過等の異常が確認された場合には、直ちに受け入れを中止して速やかに関係機関へ連絡するとともに原因究明のための調査を行い、適切な措置を講ずる。

- ①地下水検査項目を１回／年以上の測定を行い記録する。
- ②埋立開始後にＢＯＤを１回／月以上（埋立終了後は３回／月以上）の測定を行い記録する。

(2) 地下水モニタリング

埋立地からの浸透水による最終処分場周縁の地下水への影響の有無を判断することが出来る井戸を埋立地の上流側と下流側の２箇所に設置して水質検査を実施する。地下水の測定結果に基準値超過又は急激な水質の悪化等の異常が確認された場合には速やかに関係機関へ連絡するとともに原因究明のための調査を行い、適切な措置を講ずるものとする。

- ①埋立開始から２年間はダイオキシン類の測定を１回／年行い記録する。
- ②埋立開始前に地下水検査項目及び電気伝導率及び塩化物イオン濃度の測定を行い記録する。
- ③埋立開始後に電気伝導率及び塩化物イオン濃度を１回／月以上、地下水検査項目測定を１回／年以上行い記録する。

浸透水に係る水質基準

項 目	埋立期間中	廃止時
	基 準	基 準
地下水等検査項目	基準に適合すること	基準に適合すること
BOD	BOD 20mg/l 以下	BOD 20mg/l 以下

地下水等検査項目及び基準値

地下水等検査項目	基準値	地下水等検査項目	基準値
アルキル水銀	検出されないこと	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/l 以下
総水銀	0.0005mg/l 以下	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/l 以下
カドミウム	0.01mg/l 以下	1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l 以下
鉛	0.01mg/l 以下	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/l 以下
六価クロム	0.05mg/l 以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/l 以下
砒素	0.01mg/l 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/l 以下
全シアン	検出されないこと	テトラメチルチウラムジスルフィド (チウラム)	0.006mg/l 以下
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	検出されないこと	2-クロロ-4,6-ビス(エチルアミノ)-s-トリアジン (シマジン)	0.003mg/l 以下
トリクロロエチレン	0.03mg/l 以下	ベンゼン	0.01mg/l 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/l 以下	セレン	0.01mg/l 以下
ジクロロメタン	0.02mg/l 以下	S-4-クロロベンジル=N,N-ジエチルチオカルバマート (チオベンカルブ)	0.02mg/l 以下
四塩化炭素	0.002mg/l 以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/l 以下
ダイオキシン類 ※1	1 pg/l 以下	塩化ビニルモノマー	0.002mg/l 以下

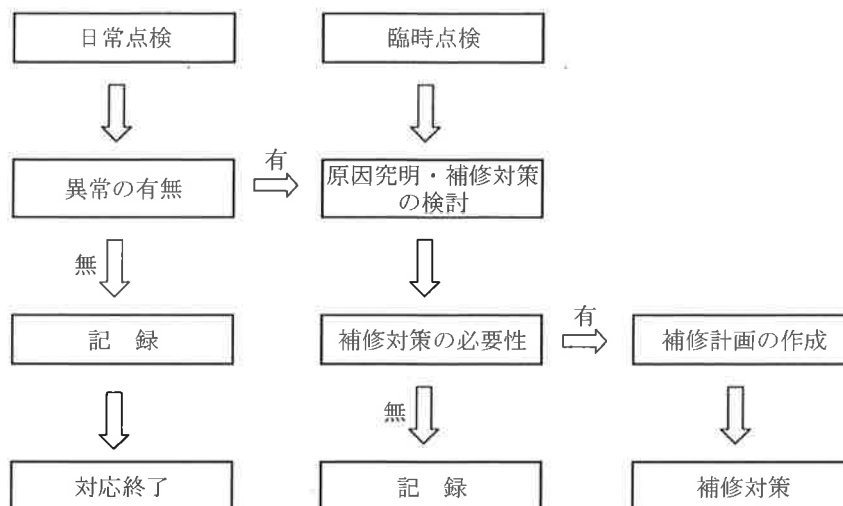
5 施設の点検計画

施設の機能維持に影響を与える異常を早期に発見するために、各施設の点検管理における点検項目、点検頻度、点検方法等を次のとおり定める。

(1) 点検の種類

- ① 日常点検については周辺環境に影響を及ぼすことなく施設の機能を維持するために、異常の早期発見を目的として実施する点検とする。
- ② 臨時点検については大雨、地震等の異常時が起こった際に実施する点検とする。

(2) 点検管理フロー



(3) 点検内容と対策

貯留構造物（土えん堤）

点検項目	①堤体への廃棄物・土砂の堆積 ②堤体への雑草の繁茂・植生 ③堤体からの漏水 ④堤体の亀裂 ⑤堤体の膨潤 ⑥堤体の沈下 ⑦小段の浸食、崩壊 ⑧法面の浸食、洗掘 ⑨法面のはらみだし ⑩法面の崩壊、崩落 ⑪基礎地盤の沈下 ⑫地山の滑落、崩壊
点検頻度	①～⑤、⑦～⑩、⑫：週1回以上 ⑥、⑪：月1回以上
点検方法	①～⑤、⑦～⑩、⑫：目視 ⑥、⑪：沈下計又は測量
補修対策	・抑え盛土工法 ・土のう積工法 ・排水溝の設置 ・その他

その他施設

点検項目	①雨水集排水施設 ②浸透水採取設備 ③飛散防止設備、門扉、囲い、表示設備 ④防災調整池 ⑤計量設備 ⑥地下水採取設備 ⑦展開検査設備 ⑧搬入道路 ⑨洗車設備
点検頻度	①～⑥：日1回以上
点検方法	①～⑥：目視
補修対策	・異常箇所は、速やかに補修する。また、排水設備に土砂等が堆積している場合は、速やかに除去する。

7 維持管理の記録及び記録閲覧の方法

(1) 記録の作成及び保存について

施設の点検及び水質検査の結果については記録を作成し管理事務所に閲覧場所を設けて月曜日から土曜日の9:00～17:00まで閲覧可能(休業日を除く)とする。
記録は備え置いた日から起算して3年間、閲覧可能として備え置くことで廃止までの間保存する(閲覧の求めがあった場合は正当な理由なしに閲覧を拒まない)

(2) 閲覧する内容

①記録書類

- ・埋め立てた廃棄物の種類及び数量
- ・地下水及び浸透水水質検査結果証明書
- ・ガスの発生及び地中温度に関する記録
- ・展開検査記録票
- ・各設備の点検日報
- ・石綿含有産業廃棄物の埋立記録簿
- ・残余埋立容量に関する記録
- ・維持管理に関する対応経過書類一式

②記録閲覧の方法

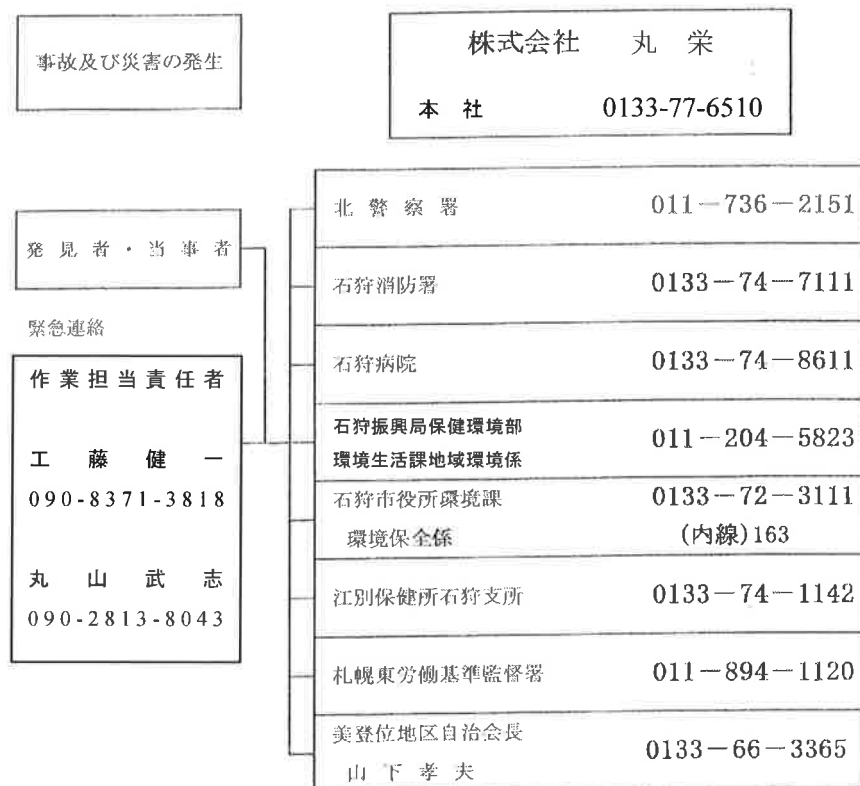
- ・閲覧場所：株式会社 丸栄
- ・閲覧時間：休業日を除く平日の9:00～17:00
- ・閲覧の依頼があった時の対処方法
原則、技術管理者が閲覧者に対応し、その求めに応じて記録書類の提示及び説明をする。
- ・閲覧の期間：据え置いた日から起算して3年を経過する日までとする。
- ・記録は処分場を廃止するまで保管する。

8 埋立終了から廃止までの維持管理の方法

埋立終了後の施設の維持管理については埋立中と同様にして維持管理を行う。
尚、廃止基準への適合性については次の事項により確認を行うものとする。

- (1) 厚さ60cmの最終覆土を行い悪臭・火災・衛生害虫等の発生を防止する
- (2) 地下水検査項目について、廃止するまで1回/年以上の測定を行い記録する。
また、電気伝導率及び塩化物イオンについて、廃止するまで1回/月以上の測定を行い記録する。
- (3) 浸透水の水質検査は、地下水検査項目を1年に1回、BODを1回/3月行い記録する。
- (4) えん堤設備等の主要設備(浸透水設備、雨水排水設備その他の設備)は構造基準に適合していることを1回/月以上確認する。
- (5) 発生ガスの確認は、廃止確認の申請直前に行う。
- (6) 埋立地の内部が周辺温度の地中温度と比べて異常な高温でないか確認する。
地中温度の測定は、ガス抜き管等から熱電対などの温度計を用いて行うものとして、地表より鉛直方向に1m間隔で測定し、地表の温度の影響を受けないと判断される深さにおいて周辺の土地における同じ深さの地中温度と比較して、埋立地内部と周辺の地中温度の差が20℃未満であることを確認する。
- (7) 開口部を閉鎖するため厚さ60cmの最終覆土を行うが破損がないことを1回/月以上確認する。
- (8) 周辺地域の生活環境保全上の支障が生じていないことを1回/月以上確認する
- (9) 埋立終了後の維持管理費用は、維持管理積立金を用いる。

9 異常時の連絡体制



10 埋立作業マニュアルの要項

埋立管理においては下記に示す従業員に埋立作業の手順等のマニュアルにより、適正な処理を行うよう周知、徹底を図るものとする。

1. 作業前の施設点検手順

作業前に必ず、埋立地周囲の日常点検を行い内容は(1)～(3)に示す通りである。

- (1) 埋立地の外で廃棄物の露出はないかを確認すること。
- (2) 堰堤の表面の部分で目視確認により、ひび割れ・傾き・沈下等が無いかを確認すること。
- (3) 埋立地周辺の地形に変形や異常がないかを確認すること。
- (4) 埋立地内外の排水施設等に異常がないかを確認すること。

実施した点検記録については、作業終了後に技術管理者へ報告すること。

万一、上記については異常が確認された場合に速やかに上司（技術管理者）に報告して指示を仰ぐこと。

2. 搬入廃棄物の荷下ろし手順

廃棄物の搬入の際は処分地内に誘導員を配置して搬入車輛を誘導を行うこと。

その際、廃棄物の荷下ろし時に廃棄物が飛散しないよう注意すること。

3. 展開検査の手順

搬入された産業廃棄物に安定型以外の産業廃棄物の混入又は付着の確認を埋立地の手前に設置した展開検査場で目視により作業責任者が確認する。結果、混入又は付着が確認された場合には受け入れを拒否し、持ち帰らせること。

4. 埋立作業の手順

埋立作業の重機使用の際は、周辺環境影響を十分に考慮して作業時以外のエンジン停止やスムーズな重機の運転及び操作による騒音・振動の抑制に努めること。また、処分地場内の搬入車両および自家用車は低速走行を厳守すること。尚、使用重機が故障の場合には、技術管理者に報告して指示を仰ぐこと。

5. 埋立処理の手順

廃棄物を埋立する場合、埋立地中が中空にならないように整地・転圧すること。又、廃プラスチック類・ゴムくずの埋立処理は、最大径 15 c m 以下のものとする。石綿含有産業廃棄物の埋立処理は、一定の場所にて分散しないように管理する。埋立作業時は、廃棄物が飛散しないように適宜、覆土で行うこと。

飛散する恐れのある廃棄物を受け入れた場合については、飛散防止のため、適宜覆土し、埋立完了時には、最終覆土 60 c m を施すこと。

6. 業務報告の手順

業務終了後は、展開検査の結果および処分した廃棄物量等の状況を技術管理者に報告して記録を作成の上、所定場所に保管すること。

7. 石綿含有産業廃棄物の取り扱い手順

石綿含有産業廃棄物にあたっては、一定の場所においてかつ分散しない様、表面を土砂で覆うこと。

また、受入れ要領をあらかじめ定め、石綿含有廃棄物の受入れ契約に際し、排出事業者に提示すること。

受入れに際し、石綿含有廃棄物の量、積載状況等を確認する。